

1

令和5年第2回

多治見市議会臨時会議案

令和5年5月9日

目 次

報第8号	専決処分の報告について	1
報第9号	専決処分の報告について	5
報第10号	専決処分の報告について	7
報第11号	専決処分の報告について	9
承第1号	専決処分の承認を求めるについて	11
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	16
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	18
議第41号	定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する について	19
議第42号	多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例の一部を改正するに ついて	20
議第43号	工事請負契約の締結について	21
議第44号	物品供給契約の締結について	22
議第45号	物品供給契約の締結について	23
議第46号	権利の放棄について	24
議第47号	多治見市固定資産評価員の選任について	25

報第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

専第7号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

多治見市長 古川 雅典

1 権利放棄の内容 水道料金の未収金

2 債務者 3 権利放棄する金額

2 債務者		3 権利放棄する金額 計1,184,614円
	住所 氏名	
債務者1	**** ***** **	9,675円
債務者2	**** ** **	1,306円
債務者3	*** ** *	918円
債務者4	***** ** **	918円
債務者5	**** ** **	3,390円
債務者6	**** ** **	46,012円
債務者7	**** ** **	172,685円
債務者8	*** **** **	38,908円
債務者9	**** **** **	124,469円
債務者10	**** ** **	12,331円
債務者11	**** ** **	16,815円
債務者12	**** ** **	421円
債務者13	*** ** **	3,196円
債務者14	**** **** **	11,660円
債務者15	**** ** **	47,214円
債務者16	**** ** **	19,530円
債務者17	**** **** **	1,306円
債務者18	**** ** **	6,782円
債務者19	**** ** **	9,760円
債務者20	***** ** *	3,293円
債務者21	**** ** **	691円
債務者22	*** *** **	540円

債務者23	****	** ***	6,768円
債務者24	****	** **	6,252円
債務者25	****	** ***	4,320円
債務者26	****	** **	1,382円
債務者27	****	** **	918円
債務者28	****	** **	18,345円
債務者29	*****	** * **	8,389円
債務者30	****	** **	4,525円
債務者31	****	** **	5,832円
債務者32	****	** ***	13,088円
債務者33	*****	** **	6,000円
債務者34	****	** *	52,549円
債務者35	****	** **	26,349円
債務者36	*****	** **	9,232円
債務者37	****	** *	1,684円
債務者38	****	** ***	301,141円
債務者39	*****	** **	33,638円
債務者40	****	** **	1,630円
債務者41	*****	** *	2,601円
債務者42	****	** ***	5,456円
債務者43	****	** **	2,991円
債務者44	****	** **	8,833円
債務者45	****	** **	90,525円
債務者46	****	** **	14,863円
債務者47	****	** *	19,444円
債務者48	****	** **	6,039円

4 権利放棄の理由

債務者 1 から35まで	対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。
債務者36から40まで	破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。
債務者41から48まで	債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。

報第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

専第4号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月2日

多治見市長 古川 雅典

1 事件名 学校給食費等請求事件

2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 ****

3 事件の概要

(1) 被告は、原告との間で、次に掲げる対象児童等につき、それぞれ記載の期間を契約期間とする学校給食の提供に関する契約を締結した。

対象児童等① 平成24年4月1日から令和3年3月31日まで

対象児童等② 平成26年4月1日から令和2年3月31日まで

対象児童等③ 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

対象児童等④ 平成30年4月1日から

(2) 原告は、契約の期間中において、学校給食を対象児童等に提供した。

(3) 被告は、平成28年度（平成28年10月分）から平成31年度（令和2年1月分）までの学校給食費の一部を支払っていない。

(4) 原告は、被告に対し、令和4年6月22日付けで未払学校給食費の支払いを求める文書を、同年11月22日付けで催告書を送付したが、支払いはない。

(5) 平成28年度から平成31年度までの未払学校給食費の合計は、479,808円である。

4 請求の要旨

(1) 被告は、原告に対し、金479,808円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5 訴訟物の価額 一金 479,808円

6 その他 本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

報第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

専第5号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月2日

多治見市長 古川 雅典

1 事件名 学校給食費等請求事件

2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 ****

3 事件の概要

- (1) 被告は、原告との間で、次に掲げる対象児童等につき、それぞれ記載の期間を契約期間とする学校給食の提供に関する契約を締結した。
対象児童等① 平成21年4月1日から平成27年3月31日まで
対象児童等② 平成23年4月1日から平成29年3月31日まで
対象児童等③ 平成25年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 原告は、契約の期間中において、学校給食を対象児童等に提供した。
- (3) 被告は、平成23年度（平成23年6月分）から平成26年度（平成27年2月分）までの学校給食費の一部を支払っていない。
- (4) 令和3年6月15日、被告は、原告に対し、未払学校給食費477,910円について支払いの義務を認め、毎月5,000円を納付する旨の誓約書を提出したが、支払いはない。
- (5) 児童手当法第21条の規定による被告からの申出により、対象児童等③に係る児童手当から、令和4年2月に40,000円を、同年4月に20,000円を徴収した。
- (6) 原告は、被告に対し、令和4年6月22日付けで未払学校給食費の支払いを求める文書を、同年11月17日付けで催告書を送付したが、支払いはない。
- (7) 平成23年度から平成26年度までの学校給食費の合計は、417,910円である。

4 請求の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、金417,910円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5 訴訟物の価額 一金 417,910円

- 6 その他 本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

報第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

専第6号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月23日

多治見市長 古川 雅典

1 事件名 土地賃料等請求事件

2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 *****

***** ** ***** ** **

3 事件の概要

- (1) 平成23年12月8日、被告は、平成22年(ケ)第70号不動産競売事件により建物(以下「本件建物」という。)を取得した。
- (2) 本件建物は、原告が所有する多治見市笠原町字平下991番3の一部をその敷地の一部としている。
- (3) 平成24年4月1日、原告と被告は、多治見市笠原町字平下991番3の一部(645.93㎡)の土地賃貸借契約(以下「本件契約」という。)を締結した。
- (4) 被告は、本件契約の締結以後、賃料を支払っていなかったため、原告は、令和2年に未払賃料のうち899,893円(平成26年1月1日から令和元年12月31日まで分)の支払いを求める訴訟(以下「前訴」という。)を提起した。前訴は、令和3年8月2日に判決言渡があり、同月18日に確定した。原告は、判決に基づき、令和3年8月23日に支払いを求める請求書を送付し、同年9月21日に被告からの支払いがあった。
- (5) 被告は、令和2年1月1日以後の賃料を支払っていない。原告は、被告に対し、令和4年9月5日、未払賃料の支払いを求める文書を送付したが、支払いはない。
- (6) 令和2年1月1日から令和4年3月31日までの未払賃料の合計は、295,272円である。

4 請求の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、金295,272円及びこれに対する訴状送達の日(令和4年9月5日)の翌日から支払い済みまでの遅延損害金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5 訴訟物の価額 一金 295,272円

- 6 その他 本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

承第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

専第8号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

多治見市長 古川 雅典

多治見市条例第8号

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第55条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第57条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第108条第1項及び第5項並びに第111条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第7条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項を削り、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告

書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の2を削り、附則第14条の2の2を附則第14条の2とする。

附則第14条の6第3項を削る。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2

号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第23条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の多治見市税条例附則第14条の2及び第14条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

専第9号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

多治見市長 古川 雅典

多治見市条例第9号

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に

改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第15項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで若しくは第39項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多治見市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度多治見市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

専第10号

令和5年度多治見市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年4月25日

多治見市長 古川 雅典

議第41号

定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正するについて

定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第5項中「暫定再任用職員」の次に「及び暫定再任用短時間勤務職員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第42号

多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例の一部を改正するに
ついて

多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例（平成25年条例第23号）の一部
を次のように改正するものとする。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例の一部を改正する条例
多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例（平成25年条例第23号）の一部
を次のように改正します。

第2条中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」に改めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議第43号

工事請負契約の締結について

児童発達支援センター統合整備工事建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 児童発達支援センター統合整備工事 建築工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 297,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市陶元町61番地
新興建設株式会社
代表取締役 田中 勝也 |

議第44号

物品供給契約の締結について

消防団用消防ポンプ自動車購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防団用消防ポンプ自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 21,450,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第45号

物品供給契約の締結について

消防ポンプ自動車（CD-I型CAFS装置付）購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車（CD-I型CAFS装置付）購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 53,570,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第46号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高木 貴行

- 1 権利放棄の内容 生活保護法第78条の規定による生活保護費徴収金の未収金
- 2 債務者 **** ** **
- 3 権利放棄する金額 225,074円
- 4 権利放棄の理由 債務者が死亡し、相続人が確認できないため徴収停止の措置をとった債権について、その後1年以上経過しても、なおその債務に関する相続人を確認できないため。

議第47号

多治見市固定資産評価員の選任について

令和5年4月1日付けの人事異動により、本市固定資産評価員 佐藤 秀樹氏から辞任申出があったため、新たに次の者を固定資産評価員に選任するにつき、議会の同意を求める。

令和5年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
***** *****	大山 克則	*****	多治見市税務課長